



教えてJAさん！

Q&A

最近、父の物忘れがひどく、現金や貯金口座の管理が心配です。何か良い対策はないでしょうか？

(四日市市 55歳・男性)

判断能力の低下の度合いにより、契約等を代行できる成年後見制度があります。

お父さまの物忘れが気がかりとのこと、ご心配が絶えないことでしょう。特に、「お金」に関する問題は、ご家族の生活にも影響するため慎重に検討したいところです。

成年後見制度とは

認知症や精神障害などによって判断力の低下が懸念される場合、預貯金口座が凍結されることがあります。口座の資金はその口座名義人のお金であり、家族でも自由に払い出すことはできません。

判断力が低下して、貯金口座の払戻しや解約などが一切できなくなれば、本人だけでなく、家族の生活に重大な支障が生じます。そのような方

を保護・支援

するための制度、それが成年後見制度です。

成年後見制度

度(法定後見)は、判断能力低下の懸念の程度が3段階に分かれており、保護する人や方法が異なります。

補助	判断能力が不十分(軽度) 保護する人:補助人/される人:被補助人
保佐	判断能力が著しく不十分(中度) 保護する人:保佐人/される人:被保佐人
後見	判断能力が常に欠けている(重度) 保護する人:成年後見人/される人:成年被後見人

法定後見	判断力が低下した人を法的に守る
任意後見	判断力があるうちに契約を結ぶ

成年後見制度

※同意(取消)権や代理権の範囲が異なります。

メリットとデメリット

成年後見制度を利用すれば、成年被後見人の財産を守ったり、成年被後見人の不利益になる契約成立を防ぐこと等が

できます。成年被後見人が契約を結び、不利益であることがわかれれば後から解消も可能です。

成年後見人は、家庭裁判所の判断で選任されますが、ご家族が成年後見人となる場合、成年後見人として行った業務を家庭裁判所に報告する義務等があるため手間がかかります。また、弁護士などに成年後見人を依頼した場合には報酬等の費用がかかります。

成年後見支援貯金でさらなる備えを

三重県のJAでは、成年後見制度を利用される方を対象とした「成年後見支援貯金」を取り扱っています。

この貯金は、成年被後見人の貯金のうち、日常的な支払いに使用しない金銭について別管理するための貯金です。その口座開設や貯金払戻し、解約等には家庭裁判所の発行する「指示書」が必要です。

成年被後見人の財産を適切に管理し、管理に際してトラブル防止が期待できます。また、成年後見人にとっては、財産管理の負担が抑えられます。成年後見制度と合わせて、利用を検討するのもお勧めです。

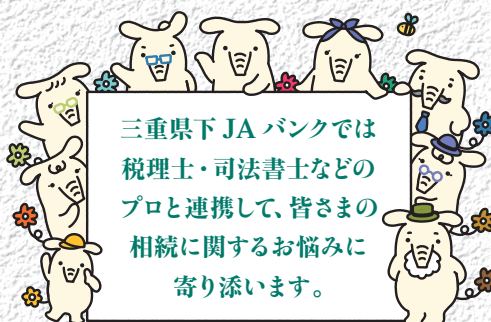
相続のこと お気軽にご相談ください!!

相続税の
一般的な相談

相続税の
概算の試算

生前対策に
関する相談

遺言信託に
関する相談 (※)



三重県下 JA バンクでは
税理士・司法書士などの
プロと連携して、皆さまの
相続に関するお悩みに
寄り添います。

※三重県下JAでは、JAグループの信託銀行である農中信託銀行の代理店として以下のJAで遺言信託を取り扱っています。

JA みえきた / JA 鈴鹿 / JA 津安芸 / JA みえなか / JA 伊勢 / JA いがふるさと
※各代理店が行う遺言信託代理店業務は契約締結の媒介です。

※遺言信託には所定の費用等が必要となります。また、身分に関する事項についてはお引き受けできません。